

事務連絡  
令和2年3月19日

各通所施設、短期入所サービス事業者様

尼崎市障害福祉課

通所施設、短期入所系障害福祉サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の対応フローについて

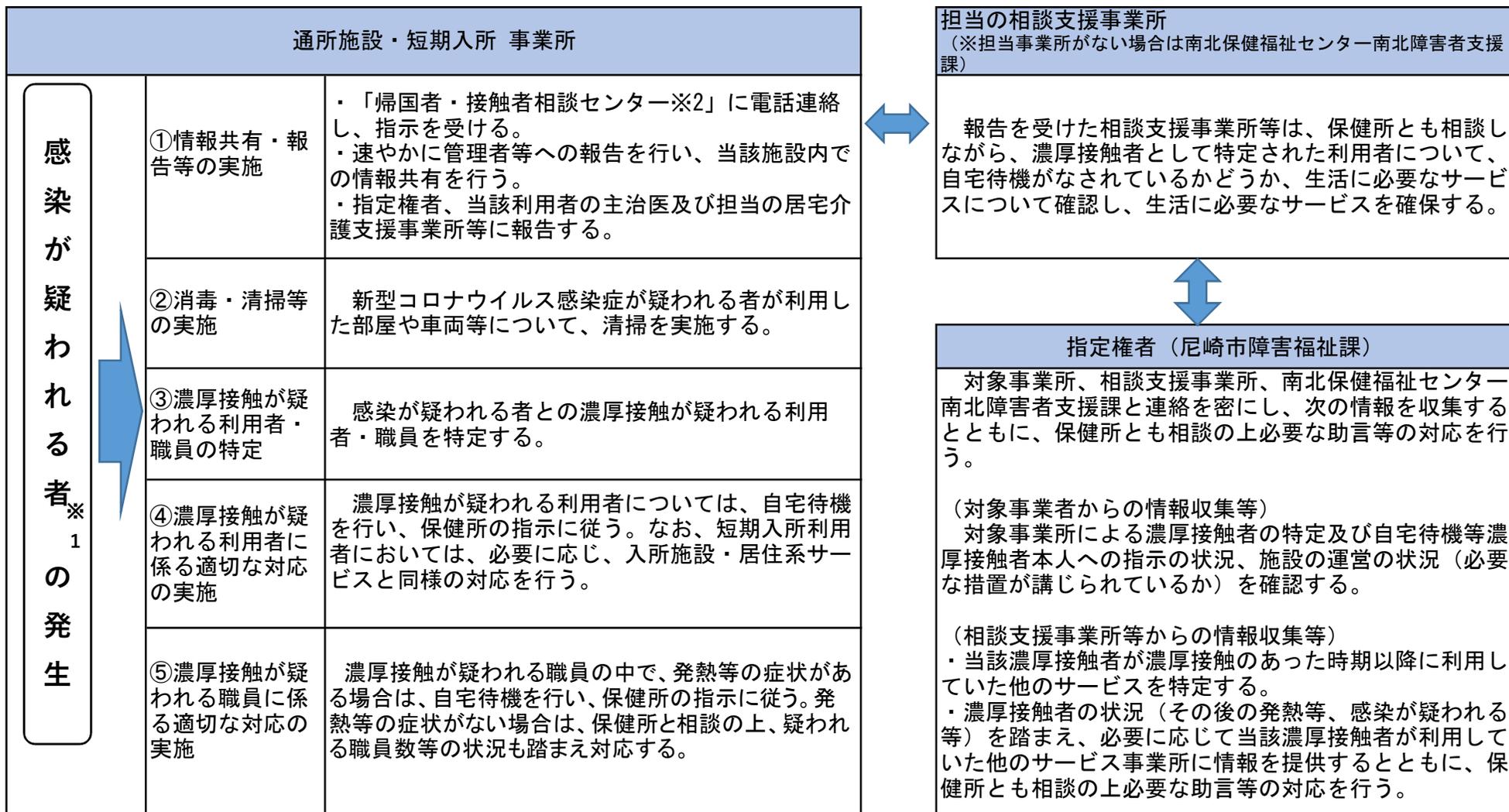
平素は本市障害福祉行政の推進にご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

今般、本市においても、介護従事関係者の新型コロナウイルス感染症が確認されています。

つきましては、今後の新たな感染者等の発生に備え、発生した場合の通所施設、短期入所系障害福祉サービス事業者と行政の役割を明確にし、より一層の連携を図るため、別紙のとおり「通所施設、短期入所系障害福祉サービス事業所で感染が疑われる者が発生した場合の対応フロー」を作成いたしましたので、内容をご確認いただきますとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた適切な対応についてよろしく願いいたします。

以上

## 通所施設、短期入所系障害福祉サービス事業所で感染が疑われる者が発生した場合の対応フロー



※1 「感染が疑われる者」とは、社会福祉施設等（ここでは通所施設・短期入所に限る。）の利用者等（当該施設の利用者及び職員をいう。）であって、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

※2 帰国者・接触者相談センター（24時間対応） 電話：06-4869-3015 FAX：06-4869-3049

なお、対応の詳細については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）をご参照ください。

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/res/projects/default\\_project/page/001/020/053/0306\\_rvuiten.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/res/projects/default_project/page/001/020/053/0306_rvuiten.pdf)